

G パンだ着ぐるみ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、G パンだ着ぐるみ（以下「着ぐるみ」とする。）の貸出について必要な事項を定め、もって、せんいのまち倉敷市児島地区のPR・倉敷市児島地区産品の販路拡大・倉敷市の産業振興等に寄与することを目的とする。

(貸出期間)

第2条 着ぐるみの貸出期間は、7日以内とする。ただし、申請の際、児島商工会議所事務局長の判断により、7日を越えて利用することが出来る。その場合は、7日間ごとに使用料が加算するものとする。

(借用申請)

第3条 着ぐるみの借用申請ができるものは法人その他団体とし、借用しようとする日の7日前までに「G パンだ着ぐるみ借用申請書」（以下「申請書」とする。）を、児島商工会議所事務局長宛、提出しなければならない。
倉敷市の機関が利用する場合も同様とする。

(貸出承認)

第4条 児島商工会議所事務局長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの貸出使用を承認するものとする。

- ①個人的な行事等で使用しようとするとき。
 - ②安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損の恐れがあるとき。
 - ③着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
 - ④法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあるとき。
 - ⑤特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
 - ⑥暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが使用しようとするとき。
 - ⑦その他着ぐるみの使用が適当でないと認められるとき。
- 2 児島商工会議所事務局長が貸出を認めた時は、提出された申請書に受付NO・受付印を押印し申請者に提出、同時に所定の使用料を申し受けるものとする。

(貸出使用料)

第5条 着ぐるみの貸出使用料については、7日間の期間ごとに5,400円(税込み)とし、申請承認時に現金にて納付するものとする。なお、児島商工会議所事務局長の判断において、減免をする場合がある。

(着ぐるみの受け渡し)

第6条 着ぐるみの受け渡し場所は、児島産業振興センター2階、児島商工会議所とし、受け渡し時間については、申請書の期間内の、平日 午前8時30分から午後5時までとする。

(着ぐるみの使用及び返納)

第7条 申請者は、次の事項に留意し、使用期間内に所定の場所に着ぐるみを返納し、点検を受けなければならない。

- 1.申請書の使用目的以外に使用しないこと。
- 2.他人に転貸しないこと。
- 3.第4条第1項各号の規定に該当しないこと。
- 4.前3号の他に児島商工会議所事務局長の指示する事項を遵守すること。

(損害賠償)

第8条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、着ぐるみを亡失し、毀損し又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸付に関し必要な事項は児島商工会議所事務局長が定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。